

任意継続被保険者の資格喪失事由が追加されたことにより

## 本人の希望により脱退（資格喪失）ができるようになります

任意継続被保険者制度とは退職後、希望すれば健康保険組合に引き続き加入できる制度です。

改正前は、本人の収入が減少しても保険料は変わらず、2年間は自己都合での資格喪失はできませんでしたが、今回の改正により、本人の希望（申し出）により資格喪失できるようになります。

任意継続被保険者の健康保険料は、保険料率が変わらない限り2年間変わりませんが、**国民健康保険料は前年の所得をもとに算出するため、2年目以降は国民健康保険の保険料の方が安くなる場合がございます。**

なお、自治体によって算出方法は異なるため、国民健康保険料額につきましてはお住いの市区町村へお問い合わせください。

### （1）申し出方法

「任意継続被保険者資格喪失申出書<sup>(※)</sup>」により、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を健康保険組合に申し出ることが必要です。

<sup>(※)</sup> 新様式は1月以降、当健康保険組合ホームページの「各種申請書等ダウンロード」へ掲載予定

### （2）資格喪失となる日

健康保険組合が資格喪失の申し出を受理した日の属する月の翌月1日に資格喪失することとなります。

### 注意事項

- 資格喪失申出後の取り消しは、原則として認められません。
- 資格喪失の申出をしたが、申出のあった月の保険料を納付していなかった場合、当該月の保険料の納付期日の翌日から資格を喪失することとなります。

[【保険料のQ&Aはこちらのリンクを参照】](#)

問合せ先

東京都電気工事健康保険組合 適用課 TEL 03-3861-1854